

令和7年度 下野市市民活動補助事業 募集要項



魅力あふれる 地域づくり

- ・地域のにぎわいづくり
- ・下野市の魅力発信など



環境保全や 地域のくらし安全

- ・自然保護活動
- ・地域防犯講座など



健康づくりや 福祉の充実

- ・健康づくり
- ・子育て支援
- ・高齢者支援など

例に限らず、
自発的なまちづくりのアイデアで
ご応募ください！

申し込みを考えている
事業については、**必ず事前**
にご相談ください！



← しもつけのあそんこまろ
下毛野朝臣古麻呂

大宝律令の選定に携わった
下野市ゆかりの人物

べにまる →

こまろのアシスタント



※トライコースの締切日は8月29日です。

【事務局】下野市 総合政策部 市民協働推進課 協働推進グループ

電話 0285-32-8887

目 次

(頁)

1	市民活動補助事業とは	1
2	補助の対象となる事業	
3	補助が受けられる団体	
4	補助区分及び補助金額、補助の条件等	
5	補助の対象となる経費	2
6	補助の対象となる期間	3
7	募集説明会	4
8	応募方法	
9	選考方法	
10	審査の視点	5
11	選考結果の通知・補助金交付の決定	
12	事業の実施	6
13	事業実施後の手続き等	
14	その他	7
15	申請書類様式集 (記入上の注意)	

1 市民活動補助事業とは

市民活動補助事業は、市民主体のまちづくりに向けて自主的に取り組む事業を推進するための公募型補助制度であり、審査会を経て採用された事業に対して補助金を交付する。

これから活動を始めたい、または新たな事業展開を図りたいという市民活動団体の、きっかけづくりを主な目的とし、事業が軌道に乗り、自立して実施できるように支援するものである。

2 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、地方創生のため、地域・社会のために行う市民活動等の事業で、主に下野市民を対象とした事業とする。例えば、子育て支援、地域のにぎわいづくり、市の魅力発信、環境保全、防犯活動、食育、子どもの健全育成に関する活動などが挙げられる。

ただし、狭いエリアの地区や特定の個人・団体を対象とした事業は対象にならない。

また、継続して事業が実施できるよう、後継者や指導者の育成等を視野に入れての計画が望ましい。

3 補助が受けられる団体

補助が受けられる団体は、次の要件に該当する団体とする。

補助団体の要件

- (1) 公益活動を目的とする団体等（複数の団体等により構成された組織＜実行委員会、協議会等＞を含む）であること
- (2) 市内で活動実績がある団体等（今後、活動を予定する場合を含む）
- (3) 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある団体等

※ ただし、下野市市民活動補助金交付要綱の第3条第2項の第1号から第4号に規定する活動を行う下記の団体は補助が受けられない。

- (1) 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行っている団体等
- (2) 暴力団または暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体等
- (3) 特定の個人または団体の利益の増進を目的とする団体等
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする団体等

4 補助区分及び補助金額、補助の条件等

補助金は、「新規スタート補助」と「継続ステップアップ補助」の2種類に区分する。

◎新規スタート補助事業の要件（事業年数1年目）

- (1) 自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業であること（事業の効果が主催団体のみに帰属する事業を除く）
- (2) 原則として市内で実施される今年度からスタートする事業であること
- (3) 補助事業の対象期間中において、事業の財源として本市または本市外郭団体等における他の補助金等を受ける事業でないこと（予定も含む）
- (4) 事業の実施計画が明確であること
- (5) 単年度ごとに成果が出る事業であること

◎継続ステップアップ補助事業の要件（事業年数2～5年目）

- （１） 新規スタート補助事業の要件に該当していること
- （２） 新規スタート補助事業の実績があること（同事業で補助を受けた団体を除く）
- （３） 新規スタート補助事業の開始年度から起算して5年を経過していないものであって、かつ、補助事業としての継続性が認められるもの
- （４） 今後の事業の継続を予定していること

補助金の補助率及び補助上限、交付回数は、次のとおりとする。

補助区分	新規スタート補助事業		継続ステップアップ補助事業	
コース	トライコース	スタートコース		
事業年数	1年目		2～3年目	4～5年目
補助率	10分の10	4分の3	4分の3	2分の1
補助上限	5万円	10万円	30万円	30万円
交付回数	どちらかを選択、1回限り		1事業につき4回まで	

※実支出額に補助率を乗じた額、または補助対象経費合計額のいずれか小さい額を、補助金額とする。（上限あり。1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て）

《事業収入がある場合》

補助事業の実施に当たり、当該補助事業に事業収入（事業を行うことにより得た入場料、売上金、協賛金等をいう）がある場合でも、補助事業申請はできる。ただし、受益者負担の考えで、事業運営経費に充てるものが該当し、初めから収益を目的としてはいけない。

将来的には、補助金の交付がなくても、自立して事業を継続していけるよう、自己財源を確保する方法の1つとして、事業収入の検討を要する。

5 補助の対象となる経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、事業の実施に直接必要となる経費であり、表1に掲げるものとする。

また、領収書等により下記の事項を確認できることが必要である（実績報告書に領収書（写し）を添付する）。

- （１）補助団体が支払ったことが明確であること
- （２）使用用途及び支払日



◎表 1：対象経費

科 目	内 容
人件費	雇用したスタッフ（アルバイトを含む）の人件費
報償費	講師、補助事業の協力者等への報償及び謝礼、景品・啓発品等（団体の構成員に対するもの、商品券など換金性の高いものの購入に要する経費は除く）
旅費・交通費	（１）講師、協力者等が要した交通費、宿泊費等の実費相当額 （２）先進地への事例調査に係る交通費（宿泊を伴わないで実施される調査に限る）
消耗品費	消耗品の購入に要した費用
食材料費	食材等及び飲食物の購入に要した費用（会議の際の弁当代、懇親経費等は除く）
印刷製本費	P R 等に必要パンフレット、ポスター等の作成費及び印刷費
使用料及び賃借料	（１）利用する施設の使用料、バス等の借上料 （２）使用する機器類のリース料 ※上記のうち、補助団体が所有するものに係る費用は除く
燃料費	燃料代（車両の燃料代等）※市の計算方法により金額を算出
通信運搬費	通知、資材等の送付に要する費用
保険料	イベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く）
備品購入費	長期間繰り返し使用可能なものの購入に要する費用。 ただし、補助対象経費は備品購入費を除く経費合計額の20%以内（千円未満切捨て）かつ、1年目のトライコースは1万円を、スタートコースは2万円を上限とし、2年目以降は6万円を上限とする。 ※備品等の修繕費は、備品購入費に準じる。
その他	その他補助事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの

◎対象経費とならないもの

- （１）商品券など換金性の高いものの購入に要する経費
- （２）土地の取得、造成及び補償に関する経費
- （３）領収書等により、補助団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- （４）補助事業に直接関係のない経費、その他市長が社会通念上適切でないと認める経費
（団体の事務所等を維持するための経費、団体の経常的活動に要する経費（運営費）、団体の構成員による会合の飲食費、団体の構成員に対する人件費・謝礼等）

6 補助の対象となる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日の間に実施される事業が、補助の対象となる。

ただし、補助事業の決定前に事業が完了する場合は、市民活動補助金を活用した事業であることが確認できないため、対象外とする。

7 応募方法

申請に必要な書類一式をそろえ、次の募集期間中に下記提出場所へ直接提出する。

また提出の際、事務局は申請書の内容について質問ができる。

募集期間	➤ 【新規スタート補助事業スタートコース、継続ステップアップ補助事業】 令和7年2月3日（月）～ 令和7年2月28日（金） ➤ 【新規スタート補助事業トライコース】 令和7年2月3日（月）～ 令和7年8月29日（金） ※ただし、交付決定を受けた補助事業の補助金申請合計額が予算の範囲を超えたときは、それ以後の募集を中止します。募集中止は、市のホームページで告知します。
提出場所	下野市役所市民協働推課窓口（庁舎2階、笹原26番地） 【受付時間】 8時30分～17時15分 （ただし、12時～13時の間及び土・日曜日、祝日は除く） ※郵送・FAX・メールでの提出不可
提出書類	(1) 市民活動補助金交付申請書（様式第1号） (2) 団体に関する調書（様式第2号） (3) 市民活動補助事業計画書（様式第3号） (4) 市民活動補助事業予算書（様式第4号） (5) 会員名簿等（書式自由；会員の氏名、住所、連絡先が明記されたもの） (6) その他活動等の説明において必要な書類 ※ 毎年、最新版を提出する。 ※団体の状況を示す資料があれば提出する（書式自由）。また、事務局は必要に応じて以下の資料の提出を求めることができる。 ①会則等、②総会資料等、③活動内容がわかる資料、④その他必要と認める書類

※提出書類は返却しない（必要な場合はコピーをとってから提出すること）

※提出書類（1）から（4）の様式は、市のホームページからダウンロードできる

※チェックシートを活用し、提出・記載漏れのないよう注意する。（様式第1号別紙）

8 選考方法

（1）一次審査（書類審査・口頭確認等）

事務局において、応募団体・応募事業の適格性を審査する。

（2）二次審査（審査会：公開プレゼンテーション）

審査会は、下野市市民活動補助事業選考会が審査し、公開で行う。

応募団体（新規スタート補助事業トライコースを除く）は、選考会に対して、応募事業の説明（プレゼンテーション）をする。

選考会委員は、審査基準に基づき、申請書類及び事業説明内容について、総合的に審査し、採点を行う（採点は50点満点とする）。

審査会は、次のとおり開催する。

日 程	時 間（予定）	場 所
4月10日(木)	午後1時30分～	下野市役所3階会議室（笹原26）

(3) 補助事業の決定

- ①審査会での、選考会委員の採点結果の平均点を算出し、市長に報告する。
- ②市長は、審査会においての採点結果の平均点25点以上を獲得した応募事業（新規スタート補助事業スタートコース、継続ステップアップ補助事業）及び新規スタート補助事業トライコースを対象に、予算の範囲内で補助事業として適当である事業を決定する。

《プレゼンテーションについて》

★発表方法

パソコン、模造紙、口頭等による発表とする。発表時に使用する機材等については、事前に事務局と協議すること。（ホワイトボード、ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン等）
また、当日、配布する資料がある場合は、各自で用意すること。（必要部数10部）
説明担当者の他、別途パソコンの操作等の担当者を決めておき、円滑な発表に備えること。

★発表時間・進行方法

発表時間は1団体5分以内で、発表終了後に選考会委員からの質疑応答の時間を設ける。

★パソコンでの発表について

ネットワーク接続はできない。
特殊フォントは表示されない可能性があるため、基本フォントで作成すること。
動作確認のため、事前に市民協働推進課あてにメールでファイルを提出すること（USBによる提出は不可）。動作確認の結果、使用できない場合は、その他の方法でプレゼンテーションを行うこと。

9 審査の視点

応募事業は、次の審査基準に基づき、選考会の各委員が審査し、採点する。

項 目	説 明
先駆性	これまでにない新しい取組か、新たな視点・発想から提案されたものか
公益性	公益性の高い事業か、事業の成果は多くの市民の利益となるものか、多くの市民の利益につながるものか
継続性	事業を安定的・継続的に実施することができるか、実行可能な方法・スケジュールで事業計画が立案されているか
発展性	団体や事業の発展が図られるか、自立した取組への発展が期待できるか、後継者や指導者等の育成の取組がなされているか
費用の適正性	活動の内容・規模に見合った予算見積となっているか
効果・成果	PR効果が望めるか、社会貢献の効果や成果が期待できるか

10 選考結果の通知・補助金交付の決定

(1) 選考結果等の通知

市は、選考結果を全ての応募団体に通知する。選考の結果、補助事業として選定された団体には、補助金交付申請等に必要な書類を併せて送付する。

(2) 補助金の交付申請・決定の通知

補助事業として選定された団体は、指定された日までに、市民活動補助金概算交付申請書（様式第7号）を提出すること。市は、申請書に基づき補助金の交付を決定する。

(3) 事業完了前の補助金の概算払い

補助事業の実施に当たり、必要に応じて補助金の概算払いをするので、市民活動補助金概算交付請求書（様式第10号）により、市に概算交付を請求すること。

11 事業の実施

補助金交付決定団体は、事業の実施に当たり、下記の項目を遵守すること。

(1) 事業の積極的なPR

事業の実施にあたり、より多くの市民へ向けて、広域的に積極的なPRをすること。

また、この補助金を活用して購入した物品や作成した印刷物については、「下野市市民活動補助事業」を活用したものである旨の表示を行うこと。

(2) 関係書類の整理・保管

補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）は、いつでも見られるように整理しておくこと。

また、その帳簿・証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管すること。

(3) 補助事業の変更、中止、廃止

補助金の交付決定後に、補助事業の変更、中止、廃止を希望する場合は、市民活動補助事業変更等承認願（様式第11号）を提出し、市長の承認を受けること。

ただし、補助事業の達成に支障をきたさない軽微な変更等については不要とする。

※軽微な変更とは、補助事業の目的の達成に支障をきたすことのない範囲での事業内容・計画等の変更、または**事業費**の20%未満の支出の変更（予算科目の配分の変更も同様）をいう。

※事業内容を変更・追加・中止する場合は、いかなるときも事前にご相談ください。

12 事業実施後の手続き等

(1) 実績報告書の提出

事業終了後30日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、市民活動補助金実績報告書（様式第14号）に事業報告書、収支決算書（領収書等またはその写しを添付）、支出明細書（支払日・内容等がわかるもの）、事業の実績がわかる資料（記録写真、パンフレット、新聞記事等）を添えて提出すること。

※領収書のコピーを提出する場合には、すべての領収書の支払先名、日付、支払金額、内訳等がはっきり確認できるように印刷してください。請求書や納品書など支払が確認できないものは補助対象経費として認められません。

（２）補助金額の確定

市は、提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等をもとに、補助事業の補助額を確定し、市民活動補助金交付額確定通知書（様式第１５号）により、交付決定団体に通知する。

なお、交付決定団体は、補助事業が計画どおり実施されなかった場合など、確定額が補助金交付決定額を下回った場合は、その超過分を市に返納すること。

（３）補助金の返還

交付決定団体が虚偽その他の不正による補助金の交付を受けたとき、または補助金交付決定に付した条件に反したときは、定められた期間内に補助金の全額または一部を返還すること。

13 その他

募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、市民協働推進課において、協議のうえ定める。

14 申請書類様式集（記入上の注意）（p.8～）

様式第１号 市民活動補助金交付申請書

様式第２号 団体に関する調書

様式第３号 市民活動補助事業計画書

様式第４号 市民活動補助事業予算書、予算支出内訳書

様式第５号 削除

様式第６号 市民活動補助事業選考結果通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

様式第７号 市民活動補助金概算交付申請書

様式第８号 市民活動補助金概算交付決定通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

様式第９号 市民活動補助金概算不交付決定通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

様式第１０号 市民活動補助金概算交付請求書

様式第１１号 市民活動補助事業変更等承認願

様式第１２号 市民活動補助事業変更等承認通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

様式第１３号 市民活動補助事業変更等不承認通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

様式第１４号 市民活動補助金実績報告書

様式第１５号 市民活動補助金交付額確定通知書・・・・・・市が発行する書類（省略）

任意様式１ 市民活動補助事業収支予算変更書

任意様式２ 市民活動補助事業収支決算書

任意様式３ 市民活動補助事業支出明細書

分担、協力して
事業の成功へ！



令和7年 月 日

下野市長 様

団体の名称 **しもつけ未来まちづくりの会**
 団体の所在地 **下野市 笹原〇〇〇**
 代表者職氏名 **会 長 未 来 進**
 連絡先（電話） **●●-●●●●**

令和7年度下野市市民活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の内容

事業名	しもつけ婚活支援事業		
補助事業の種類	●新規スタート補助事業 ☐ 入門トライコース（補助申請額 5万円以下、補助率10/10） ☒ 新規スタートコース（補助申請額 10万円以下、補助率3/4） ●継続ステップアップ補助事業 ☐ 事業開始から2～3年目（補助申請額 30万円以下、補助率3/4） ☐ 事業開始から4～5年目（補助申請額 30万円以下、補助率1/2）		
事業費合計額	85,000円	補助金額計算	事業費合計額×補助率 <u>63,000円</u>
補助申請額	63,000円	右のうち少ない方が補助申請額	補助対象経費の合計額 <u>78,000円</u>
概算交付の希望	☒ 有（63,000円） ☐ 無		
実施場所	道の駅しもつけイベント広場		
実施時期	自 令和7年 2月28日 ～ 至 令和7年 8月28日		
参加対象者	一般市民 （参加予定人数 40人）		
補助事業の概要	補助申請額は、1,000円未満の端数を切り捨てます 限度額を超えている場合は、限度額を記入します 団体等の通常の活動ではなく、補助申請をする事業（活動）について記入してください 事業の目的、内容、効果などの、概要を簡潔にまとめ、特に、申請する事業を行うことにより、地域などにどのような良い結果が得られるかを記入してください		

申請確認 自己チェックシート

※申請団体が記入し、申請時にご提出ください

団体名

事業名

書 類 名	確認内容	チェック欄
市民活動補助金 交付申請書	確認内容を確認したら、チェック欄にチェックをつけてください。すべて確認ができたなら、申請時にご提出ください。	
	内容を確認しましたか？	☐
	連絡先などが正しく	☐
	補助事業の種類について、該当箇所にチェックがありますか？（補助申請額、補助率の上限についてもご確認ください）	☐
団体に関する調書 および市民活動 補助事業計画書	申請事業の内容のみが書かれていますか？他の事業と混在していませんか？	☐
	記入漏れはありませんか？事業の目的・必要性・重要性が十分に伝わりますか？	☐
	連絡責任者には、事業の内容を熟知している人、連絡のつきやすい人を選任してください。（通知や連絡は全て連絡責任者へ届きます）	☐
	団体の人数は5名以上となっていますか。	☐
市民活動補助事業 予算書・内訳書	事業計画書は、予定を具体的に記入していますか？	☐
	新型コロナウイルス等感染拡大防止対策を取ったうえで実施できる事業計画を作成していますか？	☐
	申請事業にかかる予算のみが書かれていますか？（団体全体の予算ではありません）	☐
	収入の部の「合計」と支出の部の「合計」がすべて等しくなっていますか？	☐
その他	補助対象経費の金額を正しく記入されていますか？（要項P3の表1をご覧ください）	☐
	内訳（単価）を正しく記入していますか？	☐
	同意事項の内容を確認し、チェックをつけてください。同意できない場合は、申請書類を提出することはできません。	☐
	会員名簿を提出する資料	☐

●同意事項●

- ☐ 申請内容（プレゼンテーションを含む）に虚偽はありません。
- ☐ 交付要綱等の趣旨目的に逸脱した場合は補助金の返還を承諾することに同意します。
- ☐ 本申請書の提出により、記載内容がHP等で公開されることに同意します。

事業名 しもつけ婚活支援事業

団 体 名	(ふりがな) しもつけみらいまちづくりのかい しもつけ未来まちづくりの会
代表者職氏名	(ふりがな) みらい すすむ 会長 未来 進
連絡責任者	氏名 福賀 幸 (ふくが さち) 住所 下野市笹原△▲ 電話 (080) 8088-●●●● Eメールアドレス shimotsukecuple@***.vkpi.yz 団体のホームページURL なし
設立年月日	平成29年 9月 2日
団体の人数	8人 （うち下野市民 7人 ）
団体の活動分野 （関連のある活動にチェック、複数可）	☐ 子ども ☐ 青少年 ☐ 女性 ☐ 障がい者 ☐ 高齢者 ☐ 在日外国人 ☐ 留学生支援 ☒ 福祉一般 ☒ 医療・保健・健康づくり ☐ 平和・人権 ☐ 食・農業 ☐ 環境・エコロジー ☒ 地域・まちづくり ☐ 国際貢献・協力 ☐ 国際交流 ☐ 文化・芸術の振興 ☐ 出版 ☐ 教育・学習支援 ☐ スポーツの振興 ☒ 市民事業 ☐ 消費者保護 ☐ 交通など安全対策 ☐ 災害などの救助活動 ☐ 市民活動団体の支援 ☐ 情報 ☐ 経済 ☐ 労働 ☐ 科学技術 ☐ その他（ ）
団体がこれまで取り組んできた主な活動履歴、特筆事項等 （または、これから活動したい内容）	※今後の予定 補助事業申請の内容ではなく、団体のこれまでの取組内容、または、これから予定している取組を記入してください。

申請する事業の内容を熟知している人、また、連絡のつきやすい人を選任してください
※会長等以外の方でも構いません

関連するものに
☑を入れてください
(いくつでも可)

添付書類（団体の状況を示す資料があれば、提出してください。書式自由）

- (1) 会員名簿等（会員の氏名、住所、連絡先が明記されたもの）※必須
- (2) 会則等
- (3) 総会資料等
- (4) その他、団体の活動が分かる資料

総会資料などは、一緒に提出してください

記入上の注意

様式第3号（第6条関係）

市民活動補助事業計画書

事業名 **しもつけ婚活支援事業**

様式第1号の「事業名」と統一してください

月	補 助 申 請 事 業 内 容	備 考
4 月	プレゼンテーション	補助申請事業の実施に係る活動 予定を具体的に記入してください （企画、準備、実施、発表、報告、完了など） 準備や一部実施などが4月以降 ならば、補助申請前から始まって いても構いませんが、 補助金交付が決定するまで （5月中旬頃まで）に 完了してしまう場合は、 補助対象になりません 単年度事業が対象ですので、 3月までには事業完了となります
5 月	会議 チラシ作製配布	
6 月	会議	
7 月	会議 司会者との打ち合わせ	
8 月	事業実施	
9 月	会議	
10 月	事業実績（決算）報告	
11 月		
12 月		
1 月	会議	
2 月	会議	具体的な事業や今後の活動の方向性を記入してください 課題に基づく取組など。
3 月		
次年度 以降の 見通し		

（注）行事名だけでなく、できるだけ事業内容もわかるように記入してください。

市民活動補助事業予算書

事業名 しもつけ婚活支援事業

収入の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
市民活動補助金	63,000	$85,000 \times 0.75 \div 63,000$ (1,000円未満切捨て)
会費・参加料等徴収		
事業収入（物販等）	様式第1号の「補助申請額」と一致	
寄付金等	22,000	団体より
その他の収入		
合 計	85,000	

各項目の金額のうち、募集要領にある「補助対象経費」の一覧表に載っている項目の経費の額を記入してください。
懇親会費、会議時の弁当代等は除きます。

支出の部

単位：円

項 目	金 額	補助対象経費	摘 要
人 件 費			
報 償 費	25,000	25,000	司会
旅費・交通費			
消耗品費	16,000	16,000	
食材料費	18,600	18,600	
印刷製本費			
使用料及び賃借料	5,400	5,400	会場
燃 料 費			
通信・運搬費			
保 険 料			
備品購入費	20,000	13,000	のぼり購入、横断幕
その他の経費			
合 計	85,000	78,000	

次ページの内訳書の「項目」ごとの小計と一致します。

様式第1号の「事業費合計額」にこの金額を転記します

様式第1号の「補助金額計算」の補助対象経費にこの金額を転記します

備品の補助対象経費は、備品購入費を除く経費合計額の20%（千円未満切り捨て）が上限かつ、コースごとに上限金額が設定されています。

（注）予算支出内訳書を添付してください。

予算支出内訳書

事業名 しもつけ婚活支援事業

単位：円

項 目	品 名	数量	単価	金 額	補助対象経費	摘 要
①	司会謝金	1	25,000	25,000	25,000	
① 小計	報償費 募集要項に載っている「補助対象経費」の一覧表を参照して、該当する品目のみ、金額を記入してください (補助対象経費も同様)					
				25,000	25,000	
② 消耗品費	チラシ用紙	4	300	1,200	1,200	A4 1,000枚
	プリンタインク	1	5,000	5,000	5,000	
	ゲーム用品	1	9,800	9,800	9,800	
	②小計			16,000	16,000	
③ 食材料費	事業時弁当代	30	500	15,000	15,000	参加者分
	事業時飲物代	30	120	3,600	3,600	参加者分
	③ 小計			18,600	18,600	
④ 使用料及び賃借料	会場使用料(打合せ)	3回	300	900	900	道の駅会議室小
	会場使用料 当日	1回	4,500	4,500	4,500	道の駅会議室 全体
	④小計			5,400	5,400	
⑤ 備品購入費	イベントのぼり	5	2,000	10,000	10,000	
	ポール	5本	400	2,000	2,000	
	のぼり台	5台	1,600	8,000	8,000	
	⑤小計			20,000	※13,000	※備品購入費の小計は、上限金額内で記載
⑥ その他						(25,000+16,000+18,600+5,000)÷5=13,000(上限)
	⑥小計					

市民活動補助金概算交付申請書

令和 7 年 月 日

下野市長 様

★選考の結果、事業が補助対象に
選定された団体が提出します

団体の名称
団体の所在地 下野市
代表者氏名
連絡先（電話）

令和 7 年度下野市市民活動補助金の概算交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名	しもつけ婚活支援事業		
補助事業の種類	☐ 新規スタート補助事業 ☐ 継続ステップアップ補助事業		
事業に要する 経 費 の 額	円	補助申請額	円
概算交付申請額	円		
概 算 交 付 を 受 け たい 理 由	補助申請額と同じ金額で記入してください 補助金の満額を概算交付します 選考結果通知書で 提示された金額を 記入してください		

「運営上、立て替え払いが難しい」
「事業の確実な実施のため」など
概算交付（先払い）をする理由を記入してください

市民活動補助金概算交付請求書

令和7年 月 日

下野市長 様

★補助金の概算交付が決定した
団体が提出します団体の名称
団体の所在地 下野市
代表者氏名
連絡先（電話）

令和7年度下野市市民活動補助金の概算交付をされたく、次のとおり請求します。

市が発行した様式第8号通知書の
「補助金交付決定額」の金額と一致します

補助金交付決定額

円

送 金 先

補助金を振り込みますので
間違いのないように、よく確認してください

金 融 機 関 名	支店・支所	
口 座 の 種 類	☐ 当 座	☐ 普通預金
口 座 番 号		
(ふりがな) 口 座 名 義 人		

団体名、または、代表者名義としてください

添付資料

市民活動補助金概算交付決定通知書の写し
(注) この書類と一緒に提出してください。市が発行した様式第8号通知書の写しを
併せて提出してください

記入上の注意

市民活動補助事業変更等承認願

令和7年 月 日

下野市長 様

★補助事業に変更や中止・廃止が生じた場合に提出しますが、
その前に必ず事務局にご相談ください

団体の名称
団体の所在地 下野市
代表者氏名
連絡先（電話）

令和7年 月 日付けで交付決定のあった補助事業について、事業の**変更・中止・廃止**の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名		
変更・中止・廃止をする事業名		
変更・中止・廃止の別	☒ 変 更 ☐ 中 止 ☐ 廃 止	
既 補 助 金 交 付 決 定 額	円	
変更・中止・廃止をする理由		
変 更 す る 事 項	変 更 後	変 更 前
	市民活動補助事業収支予算変更書のとおり	市民活動補助事業予算書のとおり
中 止 廃 止 す る 場 合	事業の進行状況	（様式第4号）予算計画書・予算支出内訳書 をご一緒にご提出願います。 また、収支予算変更書として、変更前と変更後の金額がわかる書類をご提出ください。 年 月
	事業の中止・廃止 年 月 日	

いずれかを四角で囲ってください。

添付書類

変更にあつては、収支予算変更書、変更前及び変更後の予算計画書・予算支出内訳書をご提出ください。

（注）この書類と一緒に提出してください。

記入上の注意

令和7年 月 日

下野市長 様

★補助事業完了後、すみやかに
必ず提出してください団体の名称
団体の所在地 下野市
代表者氏名
連絡先（電話）

市民活動補助金実績報告書

令和7年 月 日付けで交付決定のあった補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

団 体 名	しもつけ未来まちづくりの会		
補 助 事 業 名	しもつけ婚活支援事業		
事業に要する 経 費 の 額	添付書類（2）収支決算書の「総支出額」を 記入してください。		円
交 付 決 定 額			円
実 施 場 所			
実 施 時 期	自 年 月 日 至 年 月 日		
参 加 者 数	スタッフ数を除き、事業に参加した全体の人数を 記入してください		
事業結果の概要	実施した事業内容及びその成果を簡潔に記入してください 事業の詳細は、添付書類（1）として、 事業報告書（様式自由）を提出してください		

事業の実施に係る支出は、必ず領収書等を
保管してください
※これらが不足していると、
補助金の返還を求める場合があります

事業実績報告会が
ありますので、
記録資料等は多めに
用意しておいてください

添付書類

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書・支出明細書（領収書等写しを添付）
- （3）支出内訳書（予算支出内訳書の確定後のもの）
- （4）事業の実績がわかる資料（記録写真、パンフレット、新聞記事等）

市民活動補助事業 収支予算変更書

団体名 _____

代表者氏名 _____

【収 入】				
区 分	当初予算額 (円)	変更後予算額 (円)	差額	摘 要
市民活動補助金	63,000	60,000	△3,000	80,460×0.75≒60,000
会費・参加料等徴収				
寄付金等	22,000	20,460	△1,540	
その他の収入				
計	85,000	80,460	△4,540	

【支 出】				
区 分	当初予算額 (円)	変更後予算額 (円)	差額	摘 要
人件費				
報償費	25,000	25,300	300	
旅費・交通費				
消耗品費	16,000	15,500	△500	
食材料費	18,600	14,260	△4,340	弁当・飲み物代7人分減
印刷製本費				
使用料及び賃借料	5,400	5,400	0	
燃料費				
通信・運搬費				
保険料				
備品購入費	20,000	20,000	0	
その他の経費				
計	85,000	80,460	△4,540	

予算額と決算額に増減が発生する場合は、摘要欄に変更内容を記入願います。

市民活動補助事業 収支決算書

団体名 _____

代表者氏名 _____

【収 入】					
区 分	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
市民活動補助金	60,000	60,000	0	0	
会費・参加料等徴収					
事業収入（物販等）					
寄付金等	20,460	20,460	0	0	
計	80,460	80,460	0	0	

予算額と決算額に増減が発生する場合は、
摘要欄に変更内容を記入願います。

【支 出】					
区 分	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
人 件 費					
報 償 費	25,300	25,300	0	0	
旅費・交通費					
消耗品費	15,500	15,500	0	0	
食材料費	14,260	14,260	0	0	
印刷製本費					
使用料及び賃借料	5,400	5,400	0	0	
燃 料 費					
通信・運搬費					
保 険 料					
備品購入費	20,000	20,000	0		
その他の経費					
計	80,460	80,460			
収 入 支 出 差 引			0 円		

差引がマイナスに
ならないようにし
ます。

【事業名】 _____

補助対象額をご記入ください。
また、該当の領収書番号を記入願います。

任意様式 3

市民活動補助事業 支出明細書

事業名 _____

単位：円

項 目	品 名	数量	単価	金 額	補助対象経費	摘 要
①						
②						
	②小計					
③						
	③小計					
④						
	④小計					
⑤						
	⑤小計					
⑥						
	⑥小計					

20 ページの様式とどちらか選んで記入してください。